

横浜駅周辺地区における都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

制定 令和6年1月30日 都み第842号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜駅周辺地区における都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 都市再生推進法人として活動を予定する地域を示す地図
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

（指定の基準等）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 横浜市内に事務所を有し、エキサイトよこはま22における対象エリア内においてまちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な組織体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 業務を行うに当たって関係行政機関、民間組織等と十分な連携を図ることが

可能と認められること。

- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと及び同条第 4 号に規定する暴力団員等が所属していないこと。
- 2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

- 第 4 条 法第 118 条第 3 項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第 3 号）により行うものとする。
- 2 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

- 第 5 条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
- 2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（改善命令）

- 第 6 条 市長は、法第 121 条第 2 項の規定により、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

- 第 7 条 市長は、都市再生推進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条の規定による指定を取り消すことができる。
- (1) 前条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第 3 条第 1 項第 6 号に該当しないこととなったとき。
- (3) 第 2 条第 1 項の申請をした当時に第 3 条第 1 項第 6 号に該当していなかったことが判明したとき。
- 2 市長は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の規定により、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、原則として、聴聞を行うものとする。
- 3 市長は、法第 1 2 1 条第 4 項の規定により、第 1 項の規定により指定を取り消したときは公示するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

横浜市長 様

法人の住所
法人の名称
代表者氏名
(事務所の所在地)

都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。なお、指定に係る法令及び誓約事項を遵守します。

記

1 添付書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面（氏名にはふりがなをふること）
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 都市再生推進法人として活動を予定する地域を示す地図
- (9) 法第 119 条に規定する業務に関する計画書
- (10) その他都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

2 誓約事項

本申請は、暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。

また、申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。

(注意) 暴力団排除のため、個人情報警察に照会することがあります。

都市再生推進法人指定書

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

年 月 日付けの都市再生推進法人指定申請については、横浜市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

- 1 法人の住所
- 2 法人の名称
- 3 代表者氏名
- 4 事務所の所在地

様式第3号（第4条関係）

都市再生推進法人名称等変更届出書

年 月 日

横浜市長 様

法人の住所
法人の名称
代表者氏名
(事務所の所在地)

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。

指定年月日・番号	年 月 日	第 号
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第4号（第4条関係）

都市再生推進法人業務変更届出書

年 月 日

横浜市長 様

法人の住所
法人の名称
代表者氏名
(事務所の所在地)

横浜市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

指定年月日・番号	年 月 日	第 号
変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		